

関西電力株式会社高浜発電所原子炉施設保安規定 の変更に関する審査結果

原規規発第 20100714 号
令和 2 年 10 月 7 日
原子力規制庁

I. 審査結果

原子力規制委員会原子力規制庁（以下「規制庁」という。）は、令和 2 年 4 月 17 日付け関原発第 59 号（令和 2 年 9 月 8 日付け関原発第 306 号、令和 2 年 9 月 17 日付け関原発第 309 号及び令和 2 年 9 月 28 日付け関原発第 314 号をもって一部補正）をもって、関西電力株式会社（以下「申請者」という。）から、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号。以下「原子炉等規制法」という。）第 43 条の 3 の 2 4 第 1 項の規定に基づき申請された高浜発電所原子炉施設保安規定（以下「高浜保安規定」という。）変更認可申請書が、原子炉等規制法第 43 条の 3 の 2 4 第 2 項第 1 号に定める発電用原子炉の設置又は変更の許可を受けたところによるものでないことに該当するかどうか、同項第 2 号に規定する核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上十分でないものであることに該当するかどうかについて審査した。

審査の結果、本申請は、原子炉等規制法第 43 条の 3 の 2 4 第 2 項各号のいずれにも該当しないと認められる。

具体的な審査の内容等については以下のとおり。

II. 申請の概要

申請者が提出した高浜保安規定変更認可申請書によれば、変更の概要は以下のとおりである。

1. 特定重大事故等対処施設の設置に伴う変更

高浜発電所 3 号炉及び 4 号炉の特定重大事故等対処施設（以下「特重施設」という。）の設置に関連する条文の変更及び追加を行う。

2. 所内常設直流電源設備（3 系統目）の設置に伴う変更

高浜発電所 3 号炉及び 4 号炉の所内常設直流電源設備（3 系統目）の設置に関連する条文の変更を行う。

3. 有毒ガス防護の実施に伴う変更

高浜発電所 3 号炉及び 4 号炉の緊急時制御室において、特定重大事故等対処施設を操作するために必要な要員に対する有毒ガス防護に関連する条文の変更を行う。

III. 審査の内容

Ⅲ－１．原子炉等規制法第４３条の３の２４第２項第１号

規制庁は、本申請について以下に掲げる事項等を確認したことから、発電用原子炉の設置又は変更の許可を受けたところによるものでないことに該当しないと判断した。

１．特定重大事故等対処施設の設置に伴う変更

運転管理のうち、重大事故に至るおそれのある事故（運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故を除く。）又は重大事故（以下「重大事故等」という。）の発生時及び大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる発電用原子炉施設の大規模な損壊（以下「大規模損壊」という。）の発生時の体制の整備が、原子力規制委員会が平成２８年９月２１日付けで許可した発電用原子炉の炉心の著しい損傷その他の事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する事項の内容等と整合していること、また、保安規定に定める運転上の制限等が、原子力規制委員会が平成２８年９月２１日付けで許可した発電用原子炉施設の位置、構造及び設備の内容等と整合していること

２．所内常設直流電源設備（３系統目）の設置に伴う変更

運転管理のうち、重大事故等発生時の体制の整備、大規模損壊発生時の体制の整備が、原子力規制委員会が平成２９年６月２８日付けで許可した発電用原子炉の炉心の著しい損傷その他の事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する事項の内容等と整合していること、また、保安規定に定める運転上の制限等が、原子力規制委員会が平成２９年６月２８日付けで許可した発電用原子炉施設の位置、構造及び設備の内容等と整合していること

３．有毒ガス防護の実施に伴う変更

運転管理のうち、緊急時制御室の特重施設要員を防護対象とした有毒ガス発生時の体制の整備が、原子力規制委員会が令和２年１月２９日付けで許可した発電用原子炉の炉心の著しい損傷その他の事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する事項の内容等と整合していること

Ⅲ－２．原子炉等規制法第４３条の３の２４第２項第２号

規制庁は、本申請について、以下に掲げる事項等を確認したことから、災害の防止上十分でないものであることに該当しないと判断した。

なお、原子炉等規制法第４３条の３の２４第２項第２号に規定する「核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上十分でないものであること」に該当するかどうかを判断するため、実用発電用原子炉及びその附属施設における発電用原子炉施設保安規定の審査基準（原規技発第１３０６１９８号（平成２５年６月１９日原子力規制委員会決定）。以下「保安規定審査基準」という。）に適合するものであるかどうかを審査した。

また、ここで用いる号番号は、特に断りのない限り実用発電用原子炉の設置、運転等

に関する規則（昭和53年通商産業省令第77号）第92条第1項各号を表している。

1. 特定重大事故等対処施設の設置に伴う変更

(1) 第4号、第5号及び第6号（発電用原子炉主任技術者の職務の範囲等）

第4号、第5号及び第6号について、保安規定審査基準は、発電用原子炉主任技術者の職務範囲及びその内容が適切に定められていることを要求している。

規制庁は、許可を受けた特重施設を構成する設備の運転上の制限に関する事項等を、発電用原子炉主任技術者の職務範囲等に追加していることを確認できたことから、第4号、第5号及び第6号に関する保安規定審査基準を満足していると判断した。

(2) 第7号（保安教育）

第7号について、保安規定審査基準は、従業員及び協力企業の従業員に対する保安教育実施方針が定められていることを要求している。

規制庁は、保安教育実施方針において、対象者に特重施設による対策を行う要員（以下「特重施設要員」という。）を追加し、教育内容、教育時間等を定めていることを確認できたことから、第7号に関する保安規定審査基準を満足していることを確認した。

(3) 第8号イからハマまで（発電用原子炉施設の運転に関する体制、確認すべき事項、異状があった場合の措置等）

第8号イからハマまでについて、保安規定審査基準は、運転員の確保及び地震、火災等発生時に講ずべき措置が定められていることを要求している。また、重大事故等対処設備（特重施設を構成する設備を含む。）について運転状態に対応した運転上の制限（以下「LCO」という。）を逸脱していないことの確認（以下「サーベイランス」という。）の実施方法及び頻度、LCOを逸脱した場合に要求される措置並びに要求される措置の完了時間（以下「AOT」という。）が定められていることを要求している。

規制庁は、高浜発電所発電用原子炉施設（以下「原子炉施設」という。）の運転について、以下に掲げる事項を確認できたことから、第8号イからハマまでに関する保安規定審査基準を満足していることを確認した。

- ① 運転員の確保について、特重施設による対応のための力量を有する者を確保するとしていること、特重施設要員を常時確保することを定めていること、また、特重施設要員に欠員が生じた場合の補充及び特重施設要員の補充に見込みが立たない場合には原子炉を停止するとする原子炉の安全を確保する措置について定めていること
- ② 火災、内部溢水、火山影響等、降雪、地震、津波及び竜巻（以下「自然災害等」

という。)の発生時に講ずべき措置として、以下の事項を定めていること

- a. 自然災害等の発生時における特重施設の保全のために必要な対策要員の配置及び教育訓練についての計画を定めていること
 - b. 自然災害等の発生時における特重施設の保全のために必要な体制及び手順を整備することを定めていること
- ③ 特重施設を構成する設備に関するLCO等の設定について、以下の事項を定めていること
- a. 許可を受けた設計条件を満足する特重施設を構成する各設備のLCOに関すること
 - b. 特重施設を構成する各設備に設定されたLCOに対する平常時の待機状態に応じたサーベイランスの実施方法に関すること
 - c. 特重施設を構成する各設備がLCOを満足していない場合に、運転状態に応じて代替機能を有する設備の健全性を確認するなどの措置及びAOTに関すること
 - d. 特重施設を構成する各設備がLCOを満足していない場合において要求される措置をAOT内で完了できない場合に、原子炉を停止するなどの措置に関すること

なお、代替機能を有する設備については、航空機衝突の影響の小さい箇所に設置すること又は同一機能を有する設備を複数分散して配置することにより故意による大型航空機の衝突に対して一定の耐性を有すること、並びに特重施設と同程度の耐震性等を有することを確認した。

(4) 第9号（管理区域、保全区域及び周辺監視区域の設定等）

第9号について、保安規定審査基準は、管理区域、保全区域及び周辺監視区域を明示するとともに、これらの区域に係る出入管理等に関する措置事項が定められていることを要求している。

規制庁は、保全区域が明示されており、特重施設を設置する建屋等が含まれていることを確認できたことから、第9号に関する保安規定審査基準を満足していることを確認した。

(5) 第12号（放射線測定器の管理）

第12号について、保安規定審査基準は、放射線計測器の種類、所管箇所及び数量が定められていることを要求している。

規制庁は、数量を確保すべき放射線計測器類に、特重施設として新たに設置するエリアモニタが追加されていることを確認できたことから、第12号に関する保安規定審査基準を満足していることを確認した。

(6) 第16号（設計想定事象等に係る発電用原子炉施設の保全に関する措置）

第16号について、保安規定審査基準は、設計想定事象、重大事故等又は大規模損壊（以下「設計想定事象等」という。）として想定される事象に応じて、以下に掲げる措置を講ずることが定められていることを要求している。

- ① 発電用原子炉施設の必要な機能を維持するための活動に関する計画の策定、要員の配置、計画に従い必要な活動を行わせること、特に、当該計画には、次に掲げる事項を含めること
 - a. 火災防護対策における、消火又は延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動等に関すること
 - b. 重大事故等発生時における、特重施設を用いた対策に関すること
 - c. 大規模損壊発生時における、特重施設を用いた対策に関すること
- ② 重大事故等発生時又は大規模損壊発生時におけるそれぞれの措置に係る手順について、それぞれ次に掲げるとおりとすること
 - a. 重大事故等発生時
 - ア. 許可を受けた対応手段等が定められ、定められた内容が重大事故等に対する確かつ柔軟に対処することを妨げるものでないこと
 - イ. 炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防ぐために最優先すべき操作等の判断基準の基本的な考え方が定められていること。原子炉格納容器の過圧破損の防止に係る手順については、格納容器再循環ユニットによる手順を格納容器圧力逃がし装置による手順に優先して実施することが定められているとともに、必要な状況においては確実に格納容器圧力逃がし装置を使用することが定められていること
 - b. 大規模損壊発生時
 - ア. 定められた内容が大規模損壊に対する確かつ柔軟に対処することを妨げるものでないこと
- ③ 要員に対する教育及び訓練に関すること（重大事故等対処施設の使用を開始するに当たりあらかじめ実施する教育及び訓練を含む）
- ④ 活動を行うために必要な資機材を備え付けること
- ⑤ その他必要な体制を整備すること

また、保安規定審査基準第16号は、重大事故等又は大規模損壊が発生した場合において、災害の防止上必要があると認めるときは、組織内規程類にあらかじめ定めた計画及び手順にとらわれず、所要の措置を講ずることが定められていることを要求している。

規制庁は、設計想定事象等に係る発電用原子炉施設の保全に関する措置について、以下に掲げる事項を確認できたことから、第16号に関する保安規定審査基準を満足していることを確認した。

- ① 火災発生時、内部溢水発生時等、想定する事象に対して、特重施設を防護す

るために必要な措置に関する事項を含め、原子炉施設の必要な機能を維持するための活動に関する計画の策定、要員の配置、計画に従って必要な活動を行わせることを定めていること

- ② 重大事故等発生時及び大規模損壊発生時において、特重施設を用いた対策に関する事項を含め、原子炉施設の必要な機能を維持するための活動に関する計画の策定、要員の配置、計画に従って必要な活動を行わせることを定めていること
- ③ 上記①及び②の計画には、次に掲げる事項を含めていること
 - a. 特重施設を火災から防護するための措置として、消火又は延焼の防止その他公設消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動に関する活動を火災防護計画に含めることを定めていること
 - b. 重大事故等発生時における原子炉施設の必要な機能を維持するための活動に関する計画のうち手順の整備について、原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に原子炉を冷却するための手順、原子炉格納容器内の冷却等のための手順、電源の確保に関する手順等に、特重施設を用いた対策を追加していること
 - c. 大規模損壊発生時における原子炉施設の必要な機能を維持するための活動に関する計画のうち手順の整備について、大規模損壊発生時における特重施設を用いた対策に関する手順、及び故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる重大事故等発生時における特重施設を用いた原子炉格納容器の破損による発電所外への放射性物質の異常な水準の放出の抑制に関する手順を追加していること
- ④ 重大事故等発生時における措置に係る手順について、以下に掲げるとおりとしていること
 - a. 許可を受けた対応手段、重要な配慮事項及び有効性評価の前提条件となる操作の成立性に係る事項を定めており、重大事故等に対する確かつ柔軟に対処することを妨げるものでないこと
 - b. 重大事故等発生時において、特重施設の準備を並行して開始し、常設重大事故等対処設備に期待できない場合、可搬型重大事故等対処設備よりも特重施設を優先して事故対処を行うために、あらかじめ判断基準を定めること
 - c. 原子炉格納容器破損防止対策において、原子炉格納容器内自然対流冷却操作をフィルタベントによるベント操作に優先して実施すること、重大事故等対処設備の機能喪失等により原子炉格納容器の圧力が高いなど、必要な場合には速やかにフィルタベントによるベント操作を実施することを定めること
- ⑤ 大規模損壊発生時における措置に係る手順について、許可を受けた対応手段

及び重要な配慮事項を定めており、大規模損壊に対する的確かつ柔軟に対処することを妨げるものでないこと

- ⑥ 必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育及び訓練を実施すること、特に重大事故等発生時又は大規模損壊発生時に活動を行う要員に対する教育及び訓練については、以下の考え方にに基づき、それぞれ毎年1回以上定期的に実施すること及び重大事故等対処施設の使用を開始するに当たって必要な教育及び訓練をあらかじめ実施することを定めていること

a. 重大事故等発生時に活動を行う要員に対する教育及び訓練

- ア. 事象の進展に応じて対処するために必要な力量の維持向上のための教育訓練（以下「力量の維持向上のための教育訓練」という。）を年1回以上実施すること
- イ. 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力を満足すること及び有効性評価の前提条件を満足することを確認するための成立性の確認訓練（以下「成立性の確認訓練」という。）を年1回以上実施すること
- ウ. 上記ア. 及びイ. の教育訓練については、従前の実施内容に特重施設を用いた対策を実施するために必要な事項を追加すること
- エ. 特重施設の設置に伴う力量の付与のための教育訓練として、あらかじめ力量の維持向上のための教育訓練及び成立性の確認訓練のうち、特重施設を用いた対策を行うために必要な教育訓練を実施すること、また、これらの訓練を、運転上の制限が適用を開始される日（使用前検査終了日）までに実施すること

b. 大規模損壊発生時に活動を行う要員に対する教育及び訓練

- ア. 力量の維持向上のための教育訓練を年1回以上実施すること
- イ. 大規模損壊発生時に必要な措置を実施するために必要な技術的能力を満足することを確認するための訓練（以下「技術的能力の確認訓練」という。）を年1回以上実施すること
- ウ. 上記ア. 及びイ. の教育訓練については、従来の実施内容に特重施設を用いた対策を実施するために必要な事項を追加すること
- エ. 故意による大型航空機の衝突その他テロリズムによる重大事故等発生時における特重施設による対応に関する効果の評価での前提条件を満足することを確認するための確認訓練（以下「A P C等時の成立性の確認訓練等」という。）を年1回以上実施すること
- オ. 特重施設の設置に伴う力量の付与のための教育訓練として、あらかじめ力量の維持向上のための教育訓練、技術的能力の確認訓練及びA P C等時の成立性の確認訓練等のうち、特重施設を用いた対策を行うために必要な教育訓練を実施すること、また、これらの訓練を、運転上の制限が適用を開始される日（使用前検査終了日）までに実施すること

と

- ⑦ 緊急時制御室の居住性を確保するため、放射線管理用資機材、チェンジングエリア用資機材、飲料水及び食料を備え付けることを定めていること
- ⑧ 重大事故等又は大規模損壊が発生した場合において、事故対処に必要な場合には、あらかじめ社内規定に定めた手順等によることなく、事故収束に必要な措置を講じることを定めていること
- ⑨ その他必要な体制の整備として、特重施設に係る情報管理について、情報の分類に応じて、取扱者を限定する等の管理を実施することを社内規定に定めるとしていること

(7) 第17号（記録及び報告）

第17号について、保安規定審査基準は、所長及び発電用原子炉主任技術者に報告すべき事項が定められていることを要求している。

規制庁は、特重施設に関して、所長及び発電用原子炉主任技術者に報告すべき事項を定めていることを確認できたことから、第17号を満足していることを確認した。

2. 所内常設直流電源設備（3系統目）の設置に伴う変更

(1) 第8号イからハマで（発電用原子炉施設の運転に関する体制、確認すべき事項、異状があった場合の措置等）

第8号イからハマでについて、保安規定審査基準は、重大事故等対処設備について、サーベイランスの実施方法及び頻度、LCOを逸脱した場合に要求される措置並びにAOTが定められていることを要求している。また、予防保全を目的とした保全作業をその機能が要求されている発電用原子炉の状態においてやむを得ず行う場合には、当該保全作業が限定され、原則としてAOT内に完了すること等が定められていることを要求している。

規制庁は、所内常設直流電源設備（3系統目）の設置について、以下に掲げる事項を確認できたことから、第8号イからハマでに関する保安規定審査基準を満足していることを確認した。

- ① 常設直流電源設備（3系統目）に関するLCO等の設定について、以下の事項を定めていること
 - a. 蓄電池（3系統目）に設定されたLCOに対する平常時の待機状態に応じたサーベイランスの実施方法に関すること
 - b. 蓄電池（3系統目）に設定されたLCOを逸脱した場合に運転状態に応じて代替機能を有する設備の健全性を確認するなどの措置及びAOTに関すること
 - c. 蓄電池（3系統目）に設定されたLCOを逸脱した場合において要求され

る措置をAOT内で完了できない場合に原子炉を停止するなどの措置に関すること

- ② 予防保全を目的とした保全作業のうち蓄電池（3系統目）に係る作業については、原子炉の運転モード1、2、3、4、5及び6以外の時期に実施し、AOT内に完了することとしていること

(2) 第16号（設計想定事象等に係る発電用原子炉施設の保全に関する措置）

第16号について、保安規定審査基準は、想定される事象に応じて、発電用原子炉施設の必要な機能を維持するための活動に関する計画を策定し、要員を配置するとともに、計画に従って必要な活動を行わせること、特に、当該計画には、重大事故等及び大規模損壊における炉心の著しい損傷を防止するための対策に関すること等を含めること等を要求している。

規制庁は、設計想定事象等に係る発電用原子炉施設の保全に関する措置について、以下に掲げる事項を確認できたことから、第16号に関する保安規定審査基準を満足していることを確認した。

- ① 重大事故等発生時及び大規模損壊発生時における原子炉施設の必要な機能を維持するための活動に関する計画として、炉心の著しい損傷を防止するための対策等に関して以下の手順等を定め、遵守させることを定めていること
 - a. 電源の確保に関する手順において、全交流動力電源喪失時に蓄電池（安全保護系用）により直流母線電圧を維持できない場合に蓄電池（3系統目）から給電すること
 - b. 電源の確保に関する手順において、蓄電池（安全防護系用）及び蓄電池（3系統目）の電圧が低下する前までに、代替電源（交流）及び可搬式整流器により非常用直流母線へ給電すること
 - c. 事故時の計装に関する手順において、計器電源の喪失時に計器へ給電する手段として蓄電池（3系統目）を追加し、給電の手順についてはa.と同様とすること

3. 有毒ガス防護の実施に伴う変更

- (1) 第8号イからハまで（発電用原子炉施設の運転に関する体制、確認すべき事項、異状があった場合の措置等）

第8号イからハまでについて、保安規定審査基準は、有毒ガスの発生時（予期せず発生するものを含む。）に講ずべき措置について定められていることを要求している。

規制庁は、有毒ガス発生時における緊急時制御室の特重施設要員の防護について、有毒ガスの発生時（予期せず発生するものを含む。）に講ずべき措置として、教育訓練の実施、資機材の配備、手順書の整備を含む計画を策定していることを確認した

ことから、第8号イからハまでに関する保安規定審査基準を満足していることを確認した。

(2) 第16号（設計想定事象等に係る発電用原子炉施設の保全に関する措置）

第16号について、保安規定審査基準は、想定される事象に応じて、発電用原子炉施設の必要な機能を維持するための活動に関する計画を策定し、要員を配置するとともに、計画に従って必要な活動を行わせることを要求している。具体的には、当該計画に有毒ガスからの特重施設要員の防護に関することを含めること等を要求している。

規制庁は、設計想定事象等に係る発電用原子炉施設の保全に関する措置について、以下に掲げる事項を計画に加えるとともに、その計画に従って、配置した要員が必要な活動を実施することを確認できたことから、第16号に関する保安規定審査基準を満足していることを確認した。

- ① 固定源を収容している建屋に大型航空機の衝突が発生した場合等における防護具の着用等の手順を組織内規程に定めること
- ② 可動源からの有毒ガス発生時に、緊急時制御室の特重施設要員が事故対処に必要な活動を行うことができるよう、緊急時制御室の換気設備を隔離する等の対策を実施する手順を組織内規程に定めること
- ③ 予期せぬ有毒ガスの発生時に、緊急時制御室の特重施設要員が事故対処に必要な活動を行うことができるよう、防護具の着用及びバックアップにより対応する手順を組織内規程に定めること
- ④ 有毒ガスの発生等を検知した場合に、必要な要員への連絡する手順を組織内規程に定めること

なお、上記のほか、記載の適正化がなされた事項についても適切に反映されていることを確認した。

なお、本件申請に係る高浜発電所について、原子力規制委員会は、平成31年度第4回原子力規制委員会において、大山火山の大山生竹テフラ（DNP）の噴出規模は11 km³程度と見込まれること、及び、大山倉吉テフラ（DKP）とDNPが一連の巨大噴火であるとは認められず、上記噴出規模のDNPは火山影響評価において想定すべき自然現象であることを認定し、上記のとおり認定した事実に基づけば、火山事象に係る「想定される自然現象」の設定として明らかに不相当であり、実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第6条第1項への不適合が認められるため、原子炉等規制法第43条の3の2第1項の規定に基づき基本設計ないし基本的設計方針を変更すべき旨、令和元年6月19日に申請者に命じたところである。申請者からは、令和元年9月26日に当該事項に係る設置変更許可申請がなされている。

規制庁は、(i) 平成31年度第4回原子力規制委員会において判断されたとおり、大

山火山は活火山ではなく噴火が差し迫った状況にあるとはいえ、上記のとおり認定したDNPの噴出規模の噴火による降下火砕物により当該発電所が大きな影響を受けるおそれがある切迫した状況にはないこと、(ii) 上記の命令の適切な履行により上記の不適合状態は是正することができ、かつ、大山火山の状況に照らせばこれで足りることなどから、上記命令に係る手続が進んでいる現在の状況下における本件の審査においては、DNPの噴出規模を含め火山事象に係る「想定される自然現象」については、既許可(令和2年1月29日許可)の想定を前提として、本件申請についての基準適合性を判断したところである。

また、本申請に係る高浜発電所について、原子力規制委員会は、令和元年度第16回原子力規制委員会において、「隠岐トラフ海底地すべり」による取水路防潮ゲート開状態での津波(以下「本件津波」という。)が基準津波として選定される必要があり、適切な期間内に基本設計ないし基本的設計方針を変更するための設置変更許可申請が行われる必要があるとの規制庁の現時点における評価を了承した(以下、「隠岐トラフ海底地すべり」による津波警報が発表されない可能性のある津波に関する知見を「本新知見」と呼ぶ。)。申請者からは、令和元年9月26日に当該事項に係る設置変更許可申請がなされている。

規制庁は、(i) 令和元年度第16回原子力規制委員会において規制庁の評価を踏まえて判断されたとおり、取水路防潮ゲート4門のうち2門が閉止している状態(1、2号炉の停止状態)が維持されている限りにおいては、本件津波による水位上昇により敷地が浸水することはないと考えられ、また本件津波による水位下降により海水ポンプの取水機能が喪失することはないと考えられることから、本件津波によって高浜発電所が大きな影響を受けるおそれがある状況にはないこと、(ii) 取水路防潮ゲート3門以上を開状態とすることにつながる許認可を行わないことにより、規制上もこれを担保できること、(iii) 第2回「警報が発表されない可能性のある津波への対応の現状聴取に係る会合」(令和元年7月16日開催)において示された申請者の対応方針が履行されれば、本新知見が規制手続において適切に取り扱われることになり、かつ、上記(i)(ii)に照らせばこれで足りることなどから、本新知見の取り入れに係る規制手続が進んでいる現在の状況下における本件の審査においては、基準津波については、既許可(令和2年1月29日許可)の想定を前提として、本申請についての基準適合性を判断したところである。